

意見書

2022年1月28日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課御中

151-0053

東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6F

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

会長 久保 真

連絡担当者氏名：木村 孝

電話番号 03-5304-7511

電子メールアドレス info@jaipa.or.jp

「接続料の算定等に関する研究会 卸協議の適正性の確保に係る制度整備について（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>○ 卸電気通信役務は、電気通信事業者の創意工夫により高度かつ多様な電気通信サービスの提供を可能とするため、相対契約を基本としている。その中で、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いた卸電気通信役務（以下「指定卸役務」という。）については、例えば光サービス卸やモバイル音声卸役務など、広く一般利用者が利用するサービスの提供のため多くの電気通信事業者に用いられており、事業者間の競争関係や市場に与える影響が大きくなってきているにもかかわらず、長期にわたり指定卸役務の料金が高止まりしていると指摘されていた。</p>	<p>2015年のNTT東西の光コラボ開始以降、光コラボの卸料金は数回にわたり幾分かの引き下げはありましたが、当協会が接続料の算定等に関する研究会（以下本研究会）第50回で説明しましたように、その下げ幅は過去7年間のNTT東西殿のIP系収入の1%程度に過ぎず、約30%の引き下げが行われた加入光ファイバ接続料に比べて、引き下げの幅は極小であり、卸料金は高止まりしていると言わざるを得ません。</p>
<p>○ このため、総務省において、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」（令和2年9月）を整備し、検証作業が実施されてきている。それらの検証の後、光サービス卸やモバイル音声卸役務の料金の低廉化が一定程度進んだところであるが、卸役務の柔軟性を確保するため相対契約を基本とするという現行の制度趣旨を踏まえれば、本来は、有識者会合や総務省によるチェックや議論を待つことなく、事業者間協議における価格交渉等により、指定卸役務の料金の低廉化等が実現されるような環境が整備されることが望ましい。</p>	<p>令和元年の本研究会第三次報告書の公表を受け、令和2年（2020年）より、当協会とNTT東西殿との間で団体協議が始まり、合計15回開催されましたが、一部については一定の成果はあったものの、主要な関心事項である網終端装置の増設基準などについては進展がなく、光卸については協議すら始まっていない状況です。</p>
<p>○ そうした環境の整備に向けた検討を実施するため、卸元事業者及び卸先事業者に対して卸協議の実態等についてヒアリングを実施したところ、指定卸役務の協議を巡って、卸元事業者は基本的に問題が生じていないとする一方で、卸先事業者からは、NDA締結前の段階で不成立となるケースが多い、要望・提案の受領連絡のみで終わるケースがある、卸先事業者の提案が具体性を欠くため協議が不成立になる、といった問題提起がなされた。</p>	<p>卸元であるNTT東西に比べ、卸先であるISP事業者は規模が圧倒的に小さく、交渉力に各段の差があります。そのため当協会は、協会がISP事業者を代表して交渉を行う団体協議を要望しましたが、NTT東西殿はNDAを伴う相互接続協定を締結するISP事業者との協議という既存の枠組みに基づく協議を主張したことから、枠が定まらず協議が始まっていない状況です。</p>

<p>○ これまで、有識者会合や総務省による指摘を受ける以前の段階で、事業者間の協議等のみで指定卸役務の卸料金は引き下げられてこなかったこと（かかる状況を受け、一部のMNOとMVNOの間では大臣裁定にまで至ったこと）や、上記のような協議を巡る双方の認識の相違を見ると、現在の指定卸役務の場合は、形式的には「相対契約」となっているが、双方が十分に納得した形で協議が行われているとは認められず、指定設備の設置事業者の意向が強く反映される状況にあり、指定設備の設置事業者に交渉上の高い優位性を認めざるを得ない。このような現状を踏まえれば、現行制度の下で引き続き相対協議に委ねたとしても、再度、指定卸料金の高止まり等が生じる懸念が払拭できない。</p>	<p>相対契約に係る協議は、非公開であることから、両者間の交渉力の差により圧倒的に規模の大きい卸元事業者が有利な立場にあり、卸先事業者は卸元事業者の主張に反論できず、なすがままとなっています。これが卸料金の高止まりなど、交渉が進展しない原因となっています。</p>
<p>○ 通信市場における競争がより有効に機能するためには、指定設備の設置事業者のみならず、その設備を利用した多様な事業者が創意工夫を発揮することで、市場全体としての競争が促進され、料金の低廉化やサービスの多様化が期待されるものである。このため、指定卸役務の提供についても、引き続き相対協議を基本としつつも、現行の卸協議を巡る交渉環境を改め、指定設備の設置事業者の交渉上の優位性や両者間の情報の非対称性を是正し、より協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図ることが必要である。</p>	<p>左記の状況の認識の通りです。「指定設備の設置事業者の交渉上の優位性や両者間の情報の非対称性を是正し、より協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図ることが必要である。」との結論に賛同します。</p>
<p>○ 具体的には、指定卸役務については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定設備設置事業者が誠実に交渉の席に着き、協議に応じることを担保するため、指定卸役務を提供する電気通信事業者に対し、正当な理由のない限り指定卸役務を提供する義務及びそれを担保する措置 ・ 指定卸役務を提供する電気通信事業者に対し、料金の算定方法その他協議の円滑化に資する一定の事項について、卸先事業者の求めに応じて卸先事業者に情報を開示する義務及びそれを担保する措置 <p>を設けるべく、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の改正を行うことが適当である。</p>	<p>左記の内容に賛同します。さらにこれらにとどまらず、事業者間協議の促進を推進する更なる制度的措置も求められると思います。具体的には、事業者団体を事業者間協議の当事者として位置づけること等が含まれます。NTT東西殿が卸先として新規参入事業者を多数拡大した結果、それらと以前からのインターネット接続サービス事業者との間の公平性の点において、ISP事業者だけ特別に交渉することがで</p>

	<p>きないのであれば、単に卸先としてひとくくりにするのではなく、単純卸である他業種からの新規参入事業者と、インターネット接続サービス事業者とを区分する措置も求められると考えます。</p>
<p>○ ここで、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして規制対象とする指定卸役務の範囲については、指定卸役務を提供する電気通信事業者と卸先事業者の間だけではなく、当該電気通信事業者間の意見も異なっていることから、指定卸役務の範囲とも密接に関係している開示する情報の範囲と併せて、引き続き検討することが適当である。</p>	<p>情報の開示先については卸先事業者だけでなく、その団体も含めていただくことが必要と考えます。</p>
<p>○ なお、固定において、参入後の協議の在り方について、特に卸先事業者から、実質的に「通知」になっている、NDAの問題もあり団体協議が成立していない、との意見もあったことから、これらの点も含め、引き続き検討することが適当である。</p>	<p>左記の内容に賛同します。上述の通り、当協会とNTT東西殿との一部の団体協議はNDAの問題で成立しておらず、ご検討よろしく申し上げます。</p>
<p>○ モバイル音声卸の標準的な卸料金の公表について、全指定設備設置事業者の公表を前提に検討する旨の意見が当該電気通信事業者の一部から出されていることから、この点について引き続き検討することが適当である。</p>	
<p>○ これら新たな制度を導入しつつ、その後の指定卸役務の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視し、必要に応じて更なる措置について検討することが適当である。</p>	<p>料金の引き下げ及び増大するブロードバンドトラヒックへの対応のためには、指定卸役務の事業者間協議に加え、従来からの事業者間協議のテーマである PPPoE 網終端装置の増設基準や、IPoE 単県サービスについても事業者間協議の仕組みを整え、推進することが必要と考えます。</p>